

令和6年9月27日

保護者の皆様

岡崎市立竜谷小学校
校長 手島 露子

台風・地震等における児童の登下校方法について

1 台風等異常気象時の対応

(1) 児童が登校する前に「岡崎市」に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

①午前6時までに警報解除	平常通り始業
②午前11時までに警報解除	午後1時から始業 【班の集合時刻】 例：通常時7:10（始業8:10の1時間前）に集合する班 →集合時刻は始業1時間前の午前12時00分
③午前11時を過ぎた後に警報解除、または引き続き解除されない場合	臨時休校

※①・②の場合でも、道路や橋の破壊、河川の増水等で、登校が困難であると保護者が認める場合は登校をさせず自宅にて待機してください。

→学校への連絡をお願いします。（通学班の班長等へも、必ずその旨を連絡してください）

※警報が解除されても、天候や通学路等の状況によっては、登校を控えていただく場合があります。その場合は、学校配信メールにてお知らせします。

(2) 児童の登校後に「岡崎市」に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

①安全に帰宅が可能	職員が通学路の安全確認をした後、速やかに集団下校
②帰宅困難	当該児童を校内に待機させ、必要に応じて保護者への迎え等を依頼

※①の場合の下校時刻等は、学校配信メールにてお知らせします。

※警報の発令で児童が下校したとき、ご家庭で児童だけにならないようご配慮ください。

(3) 「特別警報」が「岡崎市」に発表された場合

①登校前に「岡崎市」に「特別警報」が発表されている場合

- ・児童を登校させない。
- ・特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に関する情報収集に努め、児童を安全に登校させることができると判断できるまでは登校させない。

②登校後に「岡崎市」に「特別警報」が発表された場合

- ・即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関する情報収集を行うとともに、児童の生命及び安全を確保するため、学校への留め置き、保護者への引き渡しなど、最善の対応を行う。
- ・児童を学校に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関わる情報収集に努め、児童を安全に下校させることができると判断できるまでは下校させない。

(裏面に続く)

(4) 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等の異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

登校前	校区全体の災害状況等により、安全に登校することが心配であると判断した場合	学校配信メールにて、登校時刻の変更、休業や授業中止等などの対応についての伝達
	居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと判断した場合	当該児童を自宅待機とし、登校させない
登校後	帰宅困難	該当児童を校内に待機 必要に応じて保護者への迎え等を依頼

2 地震発生時及び南海トラフ地震等に関連する情報が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・注意）発表

- ・原則として、通常通り教育活動を行う。
- ・児童を保護する方法、避難経路の再確認等、地震に備えた施設及び設備の再点検をする。
- ・校外活動がある場合、出発は一時見合わせ。活動中はいつでも帰校できる準備をする。



岡崎市緊急防災メールサービス
「防災くん（登録サイト）」

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表

- ・落ち着いて行動し、テレビ・ラジオ等から正確な情報を収集するよう努める。

【在校時】

- ・避難マニュアルに沿って行動し、グラウンド等安全な場所に避難。保護者に迎え等を依頼。事情により下校できない場合は、学校内の安全な場所で待機させる。
- ・校外活動がある場合、出発は延期（中止）。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。
- ・部活動は、実施しない。

【登下校時・在宅時】

- ・安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後、速やかに帰宅させる。
 - ・学校立地条件（土砂災害警戒区域等も含む）や登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休校とする。
- ※安全確保や学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもある。

(3) 事前に情報なしで地震発生

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる。

【在校時】

- ・危機管理マニュアルに沿って、児童の安全確保に努める。また校舎、体育館、運動場など、校内外の被害状況を把握する。直ちに保護者に連絡をし、引き渡しの依頼等をする。事情により下校できない場合は、学校の安全な場所で待機させる。

【在宅時】

- ・臨時休校や授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。

3 その他

- ・警報の発令などで児童が下校した際は、「学区子どもの家」の利用はできません。
- ・公的通信・連絡・情報の収集・伝達等のため、学校への電話は必要最小限にして下さい。

(連絡先：岡崎市立竜谷小学校 教頭 53-3865)